



2024. 10

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 中国国家知識産権局が一部の特許費用基準及び減額政策を調整
- 中国国家知識産権局が中国の復審・無効審判事例トップ10 (2023年度)を発表
- 2023年度の商標異議申立と商標無効取消審判の事例を公表
- 2024年7月1日より中国国家知識産権局に混合言語による国際出願が可能
- 中国マカオ特別行政区経済・科学技術発展局が発明特許権の拡張請求に必要な書類を簡略化

06 サービスソリューション

- 実用新案の無効審判事例から見た弁理士の価値
- 中国の専利権期限補償制度についての疑問と提案

16 典型事例紹介

- 最高人民法院知的財産権裁判所の判決要旨(2023)

22 実務動向

- 優先権の回復、優先権主張の追加または改正に関するガイダンス

25 当社ニュース

- Hepp Wenger Ryffel AG創立50周年を祝して
- 国際知的財産権保護協会(AIPPI)の2024年総会に参加

中国国家知識産権局が一部の特許費用基準及び減額政策を調整

2024年年8月6日付で中国国家知識産権局(CNIPA)は第594号公告を発表し、一部の特許費用基準及び減額政策の調整を行った。

1. 特許権存続期間補償の費用

特許権者が特許権存続期間の補償請求を行う場合、1件あたり200人民元の基準で、特許権存続期間補償の請求料を支払わなければならない。審査の結果、特許権存続期間補償の請求が期間補償の条件を満たした場合、1件あたり年間8000人民元の基準で、特許権補償期間の年金を支払わなければならない。なお、1年未満の部分は請求されない。特許権補償期間の年金については、延滞料及び回復期間は設けられておらず、特許費用の減免措置も適用されなく、一括で全額支払わなければならない。20年の特許権存続期間の満了日の1ヵ月前までに、特許権補償期間の年金を支払わなかった場合、年金の支払いに関する通知が特許権者に送られてくる。期限内に特許権補償期間の年金を支払わなかった場合、または支払った年金が不足していた場合、中国国家知識産権局から「特許権終了通知」を発行され、権利の回復を行うことができない。

2. 特許年金の減額

特許開放的許諾の実施期間中の特許年金を15%減額する。他の特許費用減免政策が同時に適用される場合、最も有利な方を選択して適用することはできるが、重複して享受することはできない。

3. 意匠の国際登録に関する費用

「工業意匠の国際登録に関するハーグ協定」に基づいて、中国に移行する国際意匠出願について、第一期と第二期の個別指定手数料は、関連規定に従い減額することができる。

4. 書誌事項変更手数料

権利移転を伴わずに書誌事項の一括変更申請により出願人(又は特許権者)の氏名を変更する場合には、1件の変更として書誌事項変更手数料を支払えばよい。

5. 国際特許出願(PCT出願)費用

中国国家知識産権局が受理官庁として受理し、国際調査を行う国際特許出願(PCT出願)は、中国国内段階に移行する際の出願手数料及び出願追加料金が免除される。中国国家知識産権局によって国際調査報告書または特許性に関する国際予備報告書が作成されたPCT出願は、中国国内段階に移行して実体審査を請求する際に実体審査手数料が免除される。PCT出願が中国の国内段階への移行時のその他の料金基準は国内部分に従い実行する。

出所：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局が中国の復審・無効審判事例トップ10(2023年度)を発表

2024年4月26日、中国国家知識産権局は2023年度の復審・無効審判事例のトップ10を発表した。これらの事例は、遺伝子工学、リチウムイオン電池等先端技術分野に関わり、標準必須特許、抵触判断、優先権認定、

人工知能(AI)の発明者としての登録可否など典型的法律問題について解釈した。

1. 名称: 制御信号送信方法及び装置

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権の有効性が維持された

本事例は、通信分野における標準必須特許に関わるものであり、進歩性の審査において請求項の関連技術特徴に対する全体的な判断や、従来技術との組み合わせの技術示唆に対する判断について典型的な意義を有する。

2. 名称: 安全なリチウムイオン電池セル及び安全なリチウムイオン電池パック

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権が全部無効にされた

本事例は、パラメータの技術特徴を有するリチウム電池分野における特許明細書が十分に開示されているか否かを正確に把握する上で例示的な効果を有する。

3. 名称: ポリウレタン研磨パッド

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権の有効性が維持された

本事例は化学配合成分と物理的性能のパラメータによって限定される機械製品の請求項について、審決は、従来技術に対する実際の貢献を正確に判断するために、如何に明細書に開示された内容に基づいて特許保護の範囲を客観的に認定するかの方法を解釈した。

4. 名称: 有効成分の放出を制御できる分割可能なガレノス製剤形態

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権が全部無効にされた

本事例は、立証責任、証拠の形式要件、実体要件から多角的に証拠規則を説明し、従来技術における否定的な記述が技術的障害を構成するか否かを判断するための判断基準を示した。

5. 名称: 配列操作のための系、方法および最適化ガイド組成物のエンジニアリング

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権が部分無効にされた

本事例は、PCT出願の一部の出願人が変更された場合、発明を奨励する価値志向を考慮に入れ、後願が優先権を享受できるか否かの審理の基準について議論された。

6. 名称: ポリ(アリールエーテル)共重合体

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権の有効性が維持された

本事例では、化学分野のパラメータの技術特徴が従来技術に開示されているか否かを判断する典型的な事例であり、無効審判において、権利化プロセスにおける特許権者の意見を如何に考慮するかが解説された。

7. 名称: 複合加飾パネル

種類: 実用新案権無効審判事例

結論: 実用新案権が無効にされた

本事例では、合議体が新たな証拠を総合的に分析し、「有効な判決により認定された事実を覆すに足る反対証拠」の適用を解釈し、特許案件において技術的事実を正確に認定することの重要性を示した。

8. 名称: 高速ダウンリンクパケットアクセスのための付加的変調情報シグナリング

種類: 特許権無効審判事例

結論: 特許権が全部無効にされた

本事例は、優先権の認定において「同一の主題」の判断をめぐるものであり、優先権基礎となる先願における技術内容の記載が満足すべき要件について解釈された。

9. 名称: スポーツシューズ

種類: 意匠権無効審判事例

結論: 意匠権の有効性が維持された

本事例では、意匠権と先行商標権との抵触の判断要素と判断方法を示し、先行商標権者の正当な権益を保護しつつ、拡張解釈によって意匠の正当な権利を損なうことはできないことを強調した。

10. 名称: 食品容器及び注意喚起のための方法

種類: 特許出願復審事例

結論: 拒絶査定が維持された

本事例では、民法の基本原則に基づき、発明者制度の立法目的を体系的に解釈し、「人工知能が発明者として登録できるか否か」という問題について、中国初の審決が下された。

2010以来、中国国家知識産権局は、審理済みの復審・無効審判事例の中から、年度のトップ10事例を選定・公表し、典型的事例を通して、権利付与、権利確定の基準を解釈してきた。

出所: 中国国家知識産権局

2023年度の商標異議申立と商標無効取消審判の事例を公表

中国国家知識産権局は、2023年の商標異議申立と商標権無効取消審判の事例10件を

公表した。その概要は以下の通りである。

1. 「黄塔膏藥」商標第61172988号 異議申立事件

本事例は、商品の出所の誤認混同を生じる行為を有力に規制し、無形文化遺産の商標保護を強化した。

2. 「只此青绿」商標第59222968号 異議申立事件

本事件は、舞踊詩劇の名称を商標として悪意先取り登録行為を規制し、中華民族の優れた伝統文化の革新的発展を促進した。

3. 「慢飛天使MAN FEI ANGEL及び図」商標第64310227号異議申立事件

本事件は、商標の「慢飛天使」は障害のある児童に使用される特殊な意味を総合的に考慮し、商標法第10条第1項第8号の規定を適用し、登録を拒絶し、社会的配慮を表した。

4. 「宝魯日」商標第60172218号 異議申立事件

本事件は、農村のインフルエンサーの氏名権を損なう行為を規制し、農村の経済の新たな発展への助力にもなる。

5. 「白水畷」商標第60596619号 異議申立事件

本事件は、使用を目的としない悪意のある商標資源占用の行為を規制し、中国商標登録の秩序を守ることができた。

6. 「DEMARSON」商標第47589108号 無効宣告事件

本事件は、複数の関連する会社とその関係を隠蔽し、商標を大量に買い溜めしている行為を規制することによって、商標の悪意先取りへの取締りと抑止を強めた。

7. 「蜂花佳人」 商標第55926680号 無効宣告事件

本事件は、知名商標の保護を求める適用要件を明確にし、企業の権利維持コストを下げ、民族ブランドの合法的権益を保護する観点で意義がある。

8. 「MASTRO'S STEAKHOUSE M及び図」 商標第36365304号 無効宣告事件

本事件は、「商標代理機構とみなす」という判定規則の空白を埋め、法律を回避する悪意のある登録行為を効果的に取り締まることができた。

9. 「十万个为什么 100000 WHYS及び図」 商標第17085619号 無効宣告事件

本事件は、有名な図書の名称を商標として登録することが顕著性条項に違反するかどうかを明確にし、有名図書ブランドの権利の安定性維持を図った。

10. 「铂金优选（プラチナ優先）」 商標第52695434号など8件 無効宣告事件

当該一連の事件は、すべての関連事件の状況を総合的に考慮し、事実を明らかにすることによって、法律効果と社会効果の統一を実現することができた。

国家知識産権局は知的財産権の源流保護をさらに強化し、商標審査の品質と効率の向上を推進するとともに、商標出願秩序を規範化し、公平な競争市場環境を維持し、商標審査政策での審査基準、規則、モデルを持続的に整備し続けている。

出所：中国国家知識産権局

2024年7月1日より中国国家知識産権局に混合言語による国際出願が可能

2024年7月1日より発効した「特許協力条約実施細則」第26規則、第29規則の改正によると、国際出願の明細書又は請求の範囲の一部又は全部に使用される言語が混合言語であって、それらの言語がいずれも受理官庁で認められている言語である場合、受理官庁が当該出願に対して出願日認定をした上で、当該出願に対して、単一言語とすべき旨の通知を発行する。出願人は当該通知書の発行日から1ヶ月の期間又は国際出願日から2カ月の期間（いずれか遅い方）内に、遅くとも優先日から15ヶ月以内に単一言語の翻訳文を提出する必要がある。

中国国家知識産権局が国際出願の受理官庁として受理した2024年7月1日以降の国際出願については、その明細書又は請求の範囲に中国語と英語を含む場合、所定の期限内に無料で単一言語の翻訳文を提出することによって、国際出願の言語を中国語又は英語に統一することができる。

出所：中国国家知識産権局

中国マカオ特別行政区経済・科学技術発展局が発明特許権の拡張請求に必要な書類を簡略化

マカオ特別行政区経済・科学技術発展局が2024年6月19日に発表した通告によると、マカオにおける発明特許権の拡張請求に必要な書類を簡略化した。2024年7月1日より、マカオ特別行政区経済・科学技術発展局に特許権拡張請求を提出する時に、申請者が申請書上でマカオ当局が中国国

家知識産権局から「専利明細書」および「専利登記簿副本」を取り寄せて申請資料とすることを表明し、審査を経て誤りがない場合には、マカオ当局に関連文書を提出したものとみなす。これにより、中国国家知識産権局に「専利登記簿副本」などの書類の申請手続きが免除され、申請者のために便宜を図った。

出所：中国マカオ特別行政区経済・科学技術発展局

実用新案の無効審判事例から見た弁理士の価値

パートナー 弁護士・弁理士 王勇
パートナー 弁護士・弁理士 許峰

近年、中国の裁判所で受理される特許権侵害訴訟の件数が増加している。あらゆる抗弁事由の中でも特許無効の抗弁が、特許権侵害訴訟に対処するための強力な手段であることに間違いない。

1件の特許権を無効にするということは、熾烈な戦いの如く、特許権毎の具体的な状況に合わせ、法律条項間の有機的な関連性を合理的に利用して、階層的、段階的かつ協調的な方法で抗弁を行い、特許権の弱点を見出して攻撃するためには、弁理士に強いプロフェッショナルリズムが求められる。

以下、当社が代理した実用新案特許の無効審判案件を例にして、無効審判結果に影響を与える要因、及び無効審判プロセスにおける弁理士の役割について説明する。

一. 背景の紹介

本事例の実用新案特許は、「削り屑収容箱組立構造及び鉛筆削り」、すなわち新型の鉛筆削りに関するものである。特許権者A社はかつてB社を特許権侵害で訴えた。そこでB社は当初、ある知財事務所の弁理士に本件の実用新案の無効手続きを依頼した。2022年12月、中国国家知識産権局は、審理の結果、A社の実用新案特許に対するB社の無効請求の一部が成立するという判決を下し、A社の補正された特許請求の範囲を基に特許権の有効性を維持した。しかし、その1ヵ月後、第1審裁判所は、A

社の補正された特許請求の範囲を基に、B社の製品がA社の特許権侵害に当たると確定し、B社に対して、自社の鉛筆削りの製造、販売を中止するよう命じた。2023年8月、最高人民法院知的財産裁判所は、B社の上訴を棄却し、侵害が成立するという一審の判決を支持した。この時点でB社は最も危険な状況に曝された。

一審の後、B社は、対処策を見つけるために当社に連絡し、当社の弁護士に、現在の不利な状況を打開するよう協力を求めた。当社のパートナーである許峰弁護士及びそのチームは、無効審判過程に関する資料を慎重に調査、分析した結果、A社の実用新案特許に対して再度無効審判を請求することをB社に提案した。

法律では、同一の特許に対する無効審判の請求回数を限定していないが、本件特許権は、すでに無効審理過程を経過したため、同じ証拠及び同じ理由の無効審判請求について、中国国家知識産権局の復審・無効審理部は、「一事不再理」という原則に基づいて却下することができる。したがって、B社は新たな証拠又は理由に基づいて新たな無効審判請求を提出しなければならない。

【請求項1】

削り屑収容箱組立構造であって、鉛筆削り機構を取り付けるための上部ケースと、鉛筆削り機構で鉛筆を削ってできた削り屑を収集するための削り屑収容箱と、を含み、前記上部ケース及び削り屑収容箱から鉛筆削りのハウジングが構成され、前記削り屑収容箱は、底部と、周側部と、を含み、前記周側部の上段部分は第1接続部であり、前記

上部ケースの下段部分は第2接続部であり、前記第1接続部と第2接続部は、ネジ又はバックル構造によって固定され、かつ、前記第1接続部は、第2接続部に密着しており、上部ケースと削り屑収容箱との当接部の外側に環状保護カバーが設けられることを特徴とする削り屑収容箱組立構造。(注：下線部分は無効審判段階で追加された特徴である。)

第1回無効審査決定書において、復審・無効審理部の合議体は、請求項1の技術的解決手段を証拠1に開示された内容と比較すると、両者の区別点は少なくとも、上部ケースと削り屑収容箱との当接部の外側に環状保護カバーが設けられる(補正時に追加された特徴)ことを含むと考えた。合議体は、この区別技術的特徴に基づいて、本件特許で実際に解決しようとする技術的問題が組立構造の堅固さ、全体的な美観、及び手触りを向上させることであると特定した。

合議体は、上記の理解を基に、無効請求人が提供した証拠5の保護リングは、本件特許の環状保護カバーとは著しく異なる機能を有すると考え、証拠5には上記の区別となる技術的特徴が開示されておらず、対応する技術的啓示も提供されていないと認め、そのため、補正された請求項1は進歩性を有しないという請求人の主張は成立しないと考えられる。

二. 案件の分析

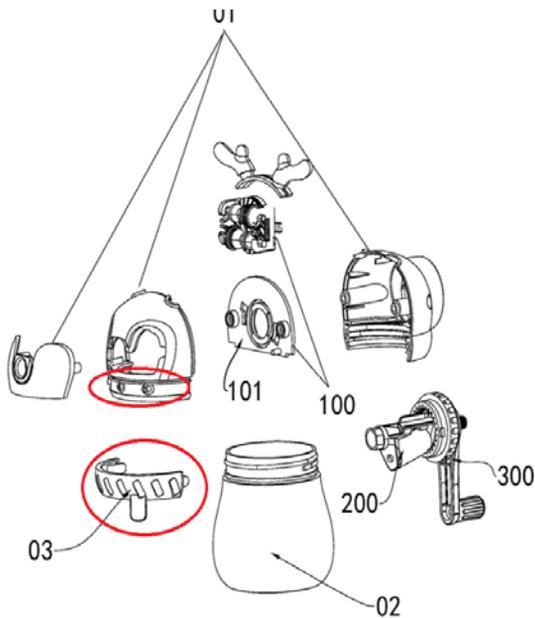
本件特許の出願書類の開示内容、先行文献の開示内容、及び合議体合による上記の審理過程から、本件特許が進歩性を有するという合議体の結論は申し分のないものであるようである。

しかし、経験豊富な弁理士とすれば、技術的解決手段に対する理解は、特許請求の範囲の文字通りの表現によって定められる範囲に限定されることなく、特許請求の範囲の各技術的特徴及びそれぞれの役割を理解するために、明細書に記載されている特定の状況と解決すべき技術的問題とを組み合わせることで包括的に判断し、本件特許の発明のポイントを正確に理解すべきである。

本件特許における環状保護カバーの開示に関して、明細書の【0039】段落には、「また、上部ケース01と削り屑収容箱02との当接部に環状保護カバーが設けられ、環状保護カバー03は、第1接続部20と第2接続部10の外側に嵌設され、両者の接続部分を保護するだけでなく、接続部位が二重構造によって強化され、接続強度が向上し、組み立て後の構造がより強固になるとともに、鉛筆削り全体の見栄えがよりきれいになり、手触りがよりよくなる」との記載があり、対応して、図1～5に環状保護カバーが図示されている。

一見すると、本件特許の明細書には、環状保護カバーの構造、他の構成要素との接続関係、及び果たされる役割が明確に開示されているように見える。しかし、当社の担当チームは、明細書の上記の段落から、例えば、「両者の接続部分を保護するだけでなく、接続部位が二重構造によって強化され、接続強度が向上し、組み立て後の構造がより強固になるとともに、鉛筆削り全体の見栄えがよりきれいになり、手触りがよりよくなる」という当該環状保護カバーが果たす役割に対して、対応する構造上の特徴は、「上部ケース01と削り屑収容箱02との当接部に

環状保護カバーが設けられ、環状保護カバー03は、第1接続部20と第2接続部10の外側に嵌設される」ということにあると気づいた。それによって説明される環状保護カバーと、それによって主張される技術的効果との間には、重大な矛盾がある(下図に示されるとおりである)。当業者にとって、開示された環状保護カバーの構造からは、上記の効果を達成するための具体的な実装方法を知ることが不可能である。



また、明細書の【0041】段落には、「…そして、環状保護カバーは、バックル構造を介して第2接続部10の外側に組み立てられ、接続を強化し、外観を装飾する役割を果たす」ということが記載され、これは、環状保護カバーと第2接続部との組み立て方法が特許文献に明確に記載されている唯一の箇所である。上の図面の鉛筆削りの概略分解図からも、環状保護カバーが半環状を呈することが分かる。

当社担当チームは、このことから、環状保護カバーは上部ケースに半環状に直接固定して接続され、下部の削り屑収容箱や両者の接続部分とは機械的に無関係であり、接続強度を強化する機能を果たせないと一旦は判定した。

そして、この観点をさらに裏付けるために、担当チームは、特許権者が運営する公開サイトを検索し、本件特許に該当する製品「ミルクボトル鉛筆削り」に関する特許権者の宣伝文句を入手した。この宣伝文句の説明から明らかのように、下記の図に示すように、上部ケースと削り屑収容箱との当接部の外側に設けられた、人形のスカートとしてデザインされた環状保護カバーは半円状で上部ケースに接続されている。



これから、当社担当チームは、当業者にとって、本件特許を読んだ後でも、「接続部位が二重構造によって強化され、接続強度が向上し、組み立て後の構造がより強固になる」ということを達成するために、環状保護カバ

一どのように使用しているかが明確ではないという結論を得た。すなわち、本件特許の環状保護カバーは、製品の見栄えを向上させる役割を果たすだけであり、明細書の【0039】段落に記載されている技術的効果を達成することはできず、当業者は、当該手段を用いることで、解決しようとする技術的問題、即ち「接続部位が二重構造によって強化され、接続強度が向上し、組み立て後の構造がより強固になる」ということを解決することができなく、そのため、本件特許の明細書の作成が特許法第26条第3項の規定に準拠していないと確信した。第26条第3項によれば、明細書は当業者が発明又は実用新案を実施できるように明確かつ完全に記載しなければならない。

出願書類の作成が特許法第26条第3項に準拠しないことは、特許法に規定された特許無効事由の1つである。

また、当社担当チームは、上記に言及された事実と理由に基づいて、さらに、本件特許における上記の環状保護カバーが果たす役割は単純に美観に関わるものであり、技術の特徴とは何の関係もない(特に特許権者が主張する発明構想と関係ない)と考えた。そして次のように分析した。本件特許に係る解決手段の従来技術と区別できる技術的特徴は、単純に美観又は気持ちに関わるものであり、技術とは何の関係もないため、保護される製品にいかなる技術的特徴や技術的構造を付与することができず、技術的機能や技術的効果を導き出すこともできない。したがって、この区別的な特徴は、単独でも、特許請求の範囲に記載された他の特徴と組み合わせても、保護を求める技術的解決手段に何らの技術

的効果ももたらすことができず、従来技術と比較して何の技術的問題も解決できず、実用新案の保護対象に関する特許法第2条第3項の規定に準拠していない。

保護対象が特許法第2条第3項の規定に準拠していないことも特許無効事由の1つである。

しかし、当社弁理士の長年の実務経験からすると、出願書類の記載不備がある、即ち例えば発明や実用新案の定義に準拠していないこと、特許明細書には発明又は実用新案の完全な説明が記載されていないこと、特許明細書及び特許請求の範囲の明確性要件を満たしていないこと、独立請求項に技術的問題を解決するために必要な技術的特徴が含まれていない等の無効理由を主張した場合、一般的に復審・無効審理部の審査官は、審査が慎重となり、出願書類の作成上の欠陥がよほど明らかで根本的な欠陥でない限り、その欠陥を理由で特許無効の決定を下すことがあまりない。

したがって、本件特許をより確実に無効にするためには、さらに強力な理由を見つける必要があった。

当社担当チームは、本件特許の書類に対する上記の理解を基に、第1回無効審判の全過程、特に請求項1の進歩性を維持するための合議体の推理過程をさらに検討して、非常に有利な突破口を見出した。

第1回無効審判過程において、合議体は、請求人が提供した証拠1と本件特許の請求項1との区別点は「上部ケースと削り屑回収箱との当接部の外側に環状保護カバーが設けられる」こと、即ち権利者が請求項1を補正

際に請求項1に追加した特徴であると認めた。

合議体は、本件特許の明細書の【0039】段落の記載に基づいて、本件特許「実際に解決しようとする技術的問題が組立構造の堅固さ、全体的な美観、及び手触りを向上させる」と考えた。しかし、環状保護カバーの構造に対する上記の詳細な分析により、主張されている「組立構造の堅固さを向上させる」という効果は明細書にサポートされず、主張されている効果は全く存在しない。したがって、第1回無効審判時に、本件特許が解決しようとする技術的問題に対する合議体の理解は正確ではなく、修正する必要があると結論付けることができた。正確な記述は、「実際に解決すべき技術的問題は、製品全体の美しさをどのように改善するかである」又は同様の記述であるべきであった。

当社の担当チームは、「環状保護カバー」という区別技術的特徴について、上記の新たに確定された技術的問題に基づき、さらに絞られた検索を行い、鉛筆削りの関連分野で、この技術的問題を解決するための「環状保護カバー」と同様の技術的手段を使用する先行文献を多数見つけた。ここまで、第2回無効請求の分析と資料の準備を完了した。

三.無効戦略の策定

当社の担当チームは、無効戦略を準備する際に、上記の理解に基づいて、先に周辺の障害を取り除いてから、中核要塞を攻撃することに焦点を当てるといった攻撃戦略を立てた。

いわゆる周辺の障害とは、環状保護カバーの具体的な構造に対する理解を指す。まず、特許法第26条第3項を利用し、即ち本件特許の明細書には環状保護カバーの構造が完全に開示されておらず、当業者が、接続部位

を二重構造で強化するための、環状保護カバーの実装方法を得ることができないと主張することによって、合議体の争点を、本件特許の環状保護カバーの機能と実装構造との対応付けに集中させた。無効審判過程において技術的特徴に対する解釈は、特許文献に開示された内容及び当該技術分野における常識に基づくことしかないと、特許権者は、接続部位を二重構造で強化するために、半環状保護カバーが係合構造を介して第2接続部の外側に組み立てられることをどのように利用して、環状保護カバーの「接続部位が二重構造によって強化され、接続強度が向上し、組み立て後の構造がより強固になる」という効果を果たしたかについて合理的に説明することはできなかった。特許法第26条第3項を以って本件特許を無効にすることができないとしても、環状保護カバーの構造と機能を明確にし、その保護範囲が大幅に制限されるはずであった。

環状保護カバーの解釈に関する周辺障害を取り除いた後、担当チームは、中核要塞（つまり、本件特許の特許請求の範囲の進歩性）への攻撃を始めた。

担当チームは、第1回無効審判で使用された先行文献及び再度の検索で見つかった複数の先行文献を分析した後、まず、証拠1が第1無効審判時にすでに請求項1の進歩性を評価するために使用されたもので、その開示内容が合議体によって明らかにされており、争議が少なく、本件特許との区別特徴が環状保護カバーであることを容易に特定できることを考慮して、第1回無効審判で使用された証拠1を最も近い先行文献として選択した。「周辺の障害を取り除く」段階でこの技術的

特徴の内容が明らかになったため、審査指南における進歩性の3段階判断方法に従って、請求項1が解決しようとする技術的問題を再決定する際に、以下の内容が自然にまとめられた。証拠1と比較すると、請求項1が解決しようとする実際の技術的課題は、第1回無効審判時に合議体が確定した「組立構造の堅固さ、全体的な美観、及び手触りを向上させる」ということではなく、「製品の全体的な美しさをどのように改善するか」ということである。次に、再決定されたこの技術的問題について、元の証拠1と新たに検索された他の先行文献又は常識とを組み合わせ、請求項1の進歩性を完全に無効にすることができた。

また、当社の担当チームは、本件特許の進歩性欠陥を最大限に利用して、本件特許を無効にするために、新たに検索した結果に基づき、最も近い先行文献として異なる文献をそれぞれ使用し、他の先行文献や公知の常識と組み合わせることで、本件特許の進歩性を否定することができた。

四. 満足 of いく結果

事前の慎重な計画と無効戦略の適切な選択により、第2回無効審判の審理過程は非常にスムーズに進み、復審・無効審査部は口頭審理から3か月以内に無効決定を下し、本件特許のすべての請求項は、いずれも進歩性がないと確認し、合議体は、基本的に請求人の無効意見を全面的に採用した。

A社は第2回無効審判請求審査決定を受け取った後、直ちに北京知識産権裁判所に行政訴訟を提起した。当社の担体チームも、万全の準備を整え、北京知識産権裁判所で詳細な説明を行った。北京知識産権裁判所はすぐに判決を下し、A社の訴訟を却下した。

この無効判決を受けた後、B社はタイムリーに中国最高人民法院に侵害訴訟の再審を請求し、最高裁判所はすでに発効した侵害判決を迅速に取り消した。これで、クライアントの正当な権利が保護され、危機が解消され、損失を回避した。

五. 啓示

本事例では特許権を全部無効にすることで、請求人が巨額な侵害補償損失を回避しただけでなく、より重要なのは、今後の製品販売への道を開き、請求人の市場シェアを保護した。しかし、上記の紹介から分かるように、第2回の無効審判の成功は偶然ではなく、弁理士の努力の結果であり、弁理士のプロフェッショナルリズムを反映している。特許無効の抗弁は、対抗の性質を持つ準司法手続きであり、弁理士は、強力な専門的技術背景を持って、特許に関わる技術的解決手段を分析、理解して、技術の現状を正確に把握できることが求められるだけでなく、法律条項を正確に理解し、法律条文間の有機的なつながりを把握し、総合的に理解することが求められる。さらには、弁理士が、豊富な訴訟経験を有し、複雑な技術概念を法的な観点から分析し、合理的な訴訟戦略を策定することも求められる。このようにして初めて、当事者の正当な利益を真に保護し、正常な市場秩序を維持し、市場経済の発展を促進することができる。これこそが、法治社会における優秀な弁理士の存在価値である。

著者プロフィール：

王勇氏は1991年に上海華東師範大学コンピュータ科学学科を卒業し、学士号を取得した。1994年に中国科学院計算技術研究所の修士号を、2005年に中

中国人民大学の法学修士号を取得した。1991年～2006年まで中国特許代理(香港)有限公司に勤め、電気学部マネージャーを務めていた。2007年1月泛華偉業知識産権代理有限公司に加入した。コンピュータハードウェア&ソフトウェア、通信技術、半導体装置及び製造技術、自動制御及び家電製品などの分野が得意である。特許出願文書の作成、審査指令の応答、再審査請求、無効審判、特許行政訴訟、権利侵害訴訟、集積回路のレイアウト保護、コンピューターウェアソフト保護などの方面に豊富な経験を持っている。

許峰氏は2006年に華中科技大学の熱エネルギーと動力工学学科を卒業し、工学学士の学位を取得し、2008年に華中科学技術大学の動力機械と工学専攻を卒業し、工学修士の学位を取得し、2008～2015年に国家知識産権局特許審査協力センターで特許審査官を務めていた。許峰氏は2017年から当所に参加し、主に機械分野の特許出願書類の作成、審査意見通知書への回答などの中間手続、拒絶復審、特許無効、特許侵害分析、特許有効性分析、検索やコンサルティングなどを担当している。

中国の専利権期限補償制度についての疑問と提案

パートナー 弁理士 徐舒

2021年6月1日から中華人民共和国専利法が第四次改正されて正式に施行された。この中で、第42条第2項では専利権期限補償メカニズムが特に導入され、次のように規定されている。「発明専利の出願日から起算して満4年、かつ実体審査請求日から起算して満3年後に発明専利が付与された場合、國務院専利行政部門が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理

な遅延は除外する。」

しかし、新たに改正された専利法が施行されて以来、2024年8月6日までの約3年の間に、専利法に関連する「中華人民共和国専利法施行細則」と「専利審査指南」が次々に発表されたものの、合理的な遅延と不合理な遅延の定義や料金基準がなかなか明確にならず、専利権期限補償の請求が積み残されているという理解しがたい状況が続いている。

実際には、その後順次実施された「中華人民共和国専利法施行細則」と「専利審査指南」において、専利権期限補償に関する規定は主に原則的なものであり、国家知識産権局は具体的な判断基準の詳細を公開していない。これには、さまざまな期限の起算日や締切日などが含まれており、専利権者は専利が付与された後に得られる可能性のある補償の期間を判断するのが難しい。

この専利権期限補償制度に対する公衆の関心に応えるため、国家知識産権局は2024年1月18日に公式ウェブサイト上で「専利審査指南」(2023年版)の改訂解釈(二)を発表した。この解釈では、専利権期限補償制度の改訂背景、具体的な変更内容、修正の説明が記されている。さらに、補償期間を計算するための計算式も提供され、その趣旨は申請者が可能な補償期間をより正確に理解し計算できるようにするためである。

発明専利権補償期限 = (D授権日 - D満四満三の日) - T合理 - T不合理(申請者)

ここで、D授権日は、専利権が公告された日を指す。

T合理は、合理的な遅延の日数を指し、例えば、権利に関する争いがある場合や財産保全のために審査が中止されたことによる遅延

時間などが含まれる。

「不合理（申請者）」は、申請者が引き起こした不合理な遅延の日数を指し、申請者が指定期限の延長を求めたり、審査の遅延を求めたりしたことによる遅延時間が含まれる。

実際には、計算式と説明が公開されたにもかかわらず、専利権者は理解に苦しみ、補償期間の計算方法を把握するのが難しいと感じていて、強いては次のような疑問を考えている。専利権期限補償制度は中国発ではなく、アメリカから導入されたものであり、我々はアメリカ、日本、韓国の方法を参考にした。しかし、なぜ国家知識産権局はアメリカ専利商標局のやり方を取り入れず、専利権者により便利で迅速なサービスを提供できないのか。アメリカでは、専利権期限補償は自動的に行われ、専利権者が自発的に請求する必要はない。特に、遅延が審査機関によるものである場合はなおさらである。

アメリカでは1999年に施行された「発明者保護法案」に基づき、専利権期限調整制度（Patent Term Adjustment, PTA）が設立されている。この制度の核心は、専利権の付与過程で非申請者理由による不合理な遅延を補償することである。アメリカの法律では、審査過程における審査官の遅延や申請者の遅延、さらにはその両者が重なる場合の取り扱いが明確に規定されている。アメリカ専利商標局は、権利付与通知を発行する際、補償条件を満たす専利申請について自動的に専利出願人に補償の時間を通知し、専利権者が特に請求手続きや手数料納付を行う必要なく自動的に補償を受けられる。この自動補償メカニズムは、専利権者の負担を軽減し、イノベーション主体の権利への尊重及び好意を表している。

私たちはここで専利権者を代表して、専利権期限補償の申請手続きと関連費用を簡素化し、特に審査官による遅延に関して料金を免除することを中国国家知識産権局に提案する。また、補償基準を明確にし、透明性を高めることにより、国家がイノベーション主体の知的成果を尊重する姿勢を高め、より多くの発明創造を鼓舞し、専利権者や発明者の権利を適切に保護することができるよう期する。

筆者プロフィール

徐舒氏は清華大学加速器物理と法律学科を卒業後、中国科学院高エネルギー物理研究所で研究員助手を務めていた。その後、中国国際貿易促進委員会と中国専利代理（香港）有限公司で、特許弁理士を務めていた。2007年、泛華偉業知識産権代理有限公司にパートナーとして加入した。

徐舒氏は日本、ドイツ及び米国の法律事務所にて知的財産権に関する研修を受けたことがある。長年にわたり知的財産権に関する法律サービスに従事し、国内外の大学、研究機関、企業及び個人を含む幅広いクライアントにサービスを提供してきた。知的財産権に関するコンサルティング、特許検索、特許権譲渡と特許ライセンス、国内外の特許プロセス管理及び香港&マカオでの特許登録などの面において、豊富な経験を持っている。国家知識産権局の招待を受けて、「中国特許審査指南」（国際出願の中国国家段階移行の部分）についての改定作業に参加した。

徐舒氏は中華全国専利代理人協会の会員と中華全国専利代理人協会知的財産権法規専門委任会の会員である。

最高人民法院知的財産権裁判所の判決要旨(2023)

2024年7月号に続く

最高人民法院知的財産権裁判所は技術関連の知的財産権および独占禁止関連案件における司法理念、審理方針、裁判方法を集中的に告示するために、2023年に審結した4562件の案件から96件を選び、104の要旨を抽出し、『最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨概要(2023)』を作成した。2024年2月23日に発表された当該「概要」は社会各界において研究、参考資料となっている。

二. 専利権の帰属、侵害案件

41. 不誠実な訴訟行為が権利保護にかかる合理的な費用の確定に与える影響

【事件番号】(2021)最高法知民終2480号

【判決要旨】被告侵害者が訴訟過程で虚偽の陳述など不誠実な行為を行った場合、それは人民法院が権利者の権利保護にかかる合理的な費用額を確定する際の考慮要素となる。

42. 知的財産権の乱用の認定と処理

【事件番号】(2023)最高法知民終235号

【判決要旨】知的財産権の行使は誠実信用の原則に従い、他者の合法的な権益を損なってはならない。知的財産権が侵害された場合、権利者は法に基づき訴権を行使できるが、その際も誠実信用の原則を守り、善意に基づき慎重に行動する必要がある。権利者が「誘導侵害」「畏かけ証拠収集」「誘導的な和解」「故意に同一事件を二度訴訟する」などの方法で知的財産権を乱用した場合、人民法院は法に基づき有効な規制措置を取るべきであり、また『最高人民法院の知的財産権侵害訴訟における被告が原告の権利乱用

を理由に合理的な費用を請求する問題に関する回答』に基づき、状況に応じて権利者に相手方の訴訟にかかる合理的な費用を負担するよう命じることができる。

43. 侵害警告が具体的な製品を明示していない場合の警告対象製品の特定

【事件番号】(2022)最高法知民終1744号

【判決要旨】専利権者の侵害警告が、指摘する具体的な製品を明示していない場合、人民法院は、被警告者がその警告によって負の影響を受けた製品の範囲内で、被警告者の訴訟請求を考慮し、専利権不侵害確認紛争案件で審理すべき具体的な製品の範囲を合理的に特定することができる。

44. 専利の技術案と発明者が元の職場で担っていた職務や割り当てられた業務との関連性の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終2436号

【判決要旨】専利出願権、専利権の帰属に関する紛争案件では、たとえ専利や専利出願書類に記載された発明者が、元の職場で専利、専利出願の技術の研究開発を直接担当していなくても、その職務上の役割や権限により関連技術情報にアクセス、管理、取得できる場合には、元の職場において他の者がその技術の研究開発を直接担当していたとしても、専利や出願書類に記載された技術案と発明者の職務または割り当てられた業務との関連性を簡単に否定することはできない。

45. 権利帰属紛争において権利保護にかかる合理的な費用の請求を認めるべきか

【事件番号】(2022)最高法知民終2436号

【判決要旨】専利出願権、専利権の帰属に関する紛争は、一般的に法律で権利保護にかかる合理的な費用の賠償を認める範囲に含

れないため、原告が被告に対して合理的な費用の支払いを請求した場合、人民法院は通常これを支持しない。

46. 専利権の有効性が専利権帰属紛争案件の審理に与える影響

【事件番号】(2021)最高法知民終2312、2395号

【判決要旨】たとえ専利出願が却下されたり、専利権が無効とされた場合でも、過失のない当事者は、専利出願権または専利権の帰属に関する紛争案件における発明創造の権利帰属の認定結果に基づき、過失のある当事者に対して別途法的救済を主張することができる。したがって、専利出願権または専利権の帰属紛争案件において、関連する専利出願が却下されたり、専利権が無効とされた場合でも、人民法院は具体的な事案に基づき審理を継続することができる。

47. PCT出願の効力終了時における権利帰属紛争の処理

【事件番号】(2023)最高法知民終428号

【判決要旨】たとえPCT出願の効力が中国を含むすべてのPCT加盟国で終了していたとしても、実際にその専利出願権を有すると主張する者は、公示されたPCT出願人を被告とするPCT出願権の権利帰属紛争について訴の利益を有し、人民法院はこれを審理することができる。

48. 特許請求の範囲を分割して専利出願権の帰属を別々に確定することは不適切である

【事件番号】(2021)最高法知民終825号

【判決要旨】一つの専利出願に対しては、一つの専利出願権しか存在しない。一般的には、特許請求の範囲を分割してそれぞれ専利出願権の帰属を確定することは不適切である。

49. 悪意による知的財産権訴訟の構成要件

【事件番号】(2021)最高法知民終1353号

【判決要旨】悪意による知的財産権訴訟と認定するには、以下の要件が必要である。提出された訴訟が明らかに権利の基礎や事実根拠に欠けていること、起訴人がそれを認識していること、他者に損害を与えていること、提起された訴訟と損害結果との間に因果関係があること。

50. 誘導による証拠収集における悪意の知的財産権訴訟の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終2586号

【判決要旨】他者が既に侵害している、または侵害しようとしているという証拠が他にない場合に、専利権者が意図的に技術方案を提供して侵害行為を誘発し、それに基づいて侵害訴訟を提起し、他者の正常な営業に妨害、影響を及ぼした場合、これを悪意による知的財産権訴訟と認定することができる。

51. 権利が終了した場合における悪意の知的財産権訴訟の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終1861号

【判決要旨】専利権者が、係争の専利権が年会費未納などによりすでに終了していることを知りながら、なおも専利侵害訴訟を提起して他者に損害を与えた場合、これは悪意による知的財産権訴訟と認定される可能性がある。

52. 「過渡期」内に申請された薬品に関する薬品専利リンク訴訟の受理

【事件番号】(2023)最高法知民終4号

【判決要旨】新たに改正された専利法の施行後、薬品専利紛争早期解決メカニズム施行前に申請された薬品に関する専利権紛争に

ついて、当事者は専利法第76条第1項に基づき訴訟を提起することができる。関連する対応策が未施行であるために、当事者が客観的な理由で資料を提出できない場合でも、人民法院における提訴の受理には影響しない。

53. 薬品専利リンク訴訟の起訴要件

【事件番号】(2023)最高法知民終4号

【判決要旨】専利法第76条第1項に基づき、薬品専利リンク訴訟を提起するためには、以下の条件を満たす必要がある。薬品の発売審査手続き中に提起された訴訟であること、訴訟を提起した主体は薬品発売許可申請者、関連する専利の権利者、または利害関係者であること、申請された薬品に関連する専利権をめぐる紛争であること、訴訟の請求内容は、発売審査中の薬品の技術案が専利権の保護範囲に含まれるか否かを確認するものであること。また、専利権者および利害関係者がこの種の訴訟を提起する際には、合法かつ有効な専利権に基づかなければならない。

54. 薬品専利リンク訴訟における登録可能な専利の種類と認定

【事件番号】(2023)最高法知民終7号

【判決要旨】薬品専利リンク紛争案件において、当事者が係争専利が登録可能な専利の種類に該当するかどうかについて争いがある場合、人民法院はこれを審査する必要がある。専利法第76条第1項に基づく訴訟は、申請された薬品に関連する専利権に基づく紛争に限られ、当事者が主張する専利が薬品専利紛争早期解決メカニズム施行規則に規定された登録可能な専利種類に該当しない場合、人民法院は訴訟を棄却すべきである。

55. 結晶構造を示す化合物専利およびその化合物を含む組成物専利が登録可能な専利種類に該当するかどうか

【事件番号】(2023)最高法知民終7号

【判決要旨】薬品専利紛争早期解決メカニズム施行規則に規定された化学薬品の登録可能な専利種類は、薬物の活性成分化合物専利、活性成分を含む薬物組成物専利、およびこれら2つの医薬用途専利である。既存の分子構造に基づく化合物に基づき結晶単位格子のパラメータなどで結晶構造を表現する化合物専利およびその化合物を含む組成物専利、並びにこれら2つの医薬用途専利は、現在のところ登録可能な専利種類に該当しない。

56. 専利法第76条第1項における「関連の専利」の認定

【事件番号】(2023)最高法知民終1233、1234、1235号

【判決要旨】中国で既に発売されているジェネリック薬品と対応し、かつ専利情報登録プラットフォームに登録されている専利は、専利法第76条第1項で言う「関連の専利」に該当する。

57. 登録された専利の先発医薬品と仕様のみが異なるジェネリック薬品申請者の声明方法

【事件番号】(2023)最高法知民終1233、1234、1235号

【判決要旨】ジェネリック薬品と仕様のみが異なる先発医薬品に関連してすでに専利情報登録プラットフォームにおいて専利を登録している場合、ジェネリック薬品の申請者は原則として、その登録された先発医薬品の関連する専利と照らし合わせて声明を行うべきである。

58. 先発医薬品の技術案が専利権の保護範囲に含まれない場合の薬品専利リンク訴訟の処理

【事件番号】(2023)最高法知民終2、3号

【判決要旨】薬品専利リンク訴訟案件において、当事者が先発医薬品の技術案が係争の専利権の保護範囲に含まれるか否かについて争いがある場合、人民法院はこれを審査する必要がある。先発医薬品の技術案が権利者または利害関係者が主張する専利権の保護範囲に含まれない場合、起訴を棄却すべきである。

三. 植物新品種案件

59. 植物新品種の新規性判断

【事件番号】(2022)最高法知行終809号

【判決要旨】取引目的で品種繁殖材料を他者に処置させ、その材料の処置権を放棄する行為は、植物新品種権の保護を申請する品種の新規性を失わせる販売とみなされる。育種者が委託で品種繁殖材料を他者に提供し、育成された品種繁殖材料を育種者に返却することを約束した場合、育種者が実質的にその材料の処置権を保持していると見なされるため、一般的にこの行為により品種の新規性が失われることはない。

60. 植物新品種の専利権付与手続きにおけるDUSテスト地点の認定

【事件番号】(2023)最高法知行終95号

【判決要旨】植物新品種の権利付与手続きにおいて、特異性、一致性、安定性(DUS)のテスト地点は、明細書に記載された品種が適応する成長地域や環境に基づき、品種の種類や育種のプロセスと方法を総合的に考慮して認定する必要がある。テスト地点は、品種の特性の十分な表現を保証することを基準

にして認定されるべきである。

61. 植物新品種権の権利確定手続きの開始および審査範囲

【事件番号】(2023)最高法知行終132号

【判決要旨】植物新品種権の付与後、いかなる団体や個人もその権利付与された植物新品種に対し無効宣言の請求を提出することができる。また、植物新品種審査委員会は職権により直接無効宣言手続きを開始することができる。請求に基づいて開始された無効手続きにおいて、審査委員会は通常、請求人が提出した証拠と理由に基づき、品種が権利付与条件を満たしているか否かを審査すればよく、すべての権利付与条件に対する包括的な審査義務はない。

62. 特異性の認定基準と証明

【事件番号】(2023)最高法知行終132号

【判決要旨】植物新品種の権利確定手続きにおいて、特異性の判断基準は、権利付与審査手続きと一致する必要がある。最終的な判断は、圃場試験で確認された特性に基づいて行うべきである。既知の品種と権利付与された品種に遺伝子指紋パターン鑑定による明確な差異がない場合、その鑑定は権利付与された品種が特異性を欠くと認定する重要な参考となる。

63. 誤った標準サンプルの提出による不利な結果の負担者

【事件番号】(2023)最高法知行終132号

【判決要旨】審査対象となる品種において、提出された標準サンプルはその品種の真正性を確定するための最終的な根拠となる。誤って標準サンプルを提出した場合、その不利な結果は通常、標準サンプルを提出した主体が負担する。

64. 植物新品種権の許諾範囲の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終605号

【判決要旨】品種権者は、自らが享有していない権利を許諾実施範囲に含めることはできない。品種権者またはその許諾を受けた者によって販売された植物新品種の繁殖材料が、別の品種繁殖材料の生産、繁殖に繰り返し使用され、その別の品種繁殖材料が販売された場合、通常、その販売行為は侵害には該当しない。品種権者は、その別の品種繁殖材料の販売行為に対して権利を主張することはできない。

65. 審査機関が標準サンプルを保存していない場合の処理

【事件番号】(2022)最高法知民終568号

【判決要旨】審査機関が標準サンプルや遺伝子情報を保存していない植物新品種について、品種権者が十分な説明、コミットメントを行い、証拠を提供するなどして、提出した繁殖材料が当該新品種のものであることを初歩的に立証できる場合、保護対象を特定するための根拠としてその提供した繁殖材料サンプルを使用することができる。ただし、権利侵害被疑者が反対の証拠や合理的な理由を提示した場合を除く。

66. 行政処罰決定の効力が行政執行証拠の効力に与える影響

【事件番号】(2022)最高法知民終947号

【判決要旨】種子行政執行機関による行政処罰決定が取り消されたとしても、行政執行過程で得られた証拠の証拠適格性や証明力が自動的に失われるわけではない。その証拠が真実性、合法性、関連性を持つ場合、関連する民事侵害事件において事実認定の証拠として引き続き使用することができる。

67. 分子マーカー検出基準が存在しない植物新品種の権利侵害対比

【事件番号】(2022)最高法知民終568号

【判決要旨】植物新品種と権利侵害被疑品種の特性が同一であるか否かを判断する際、遺伝子指紋パターン鑑定などの分子マーカー検出に関する国家標準や業界標準が存在しない場合は、遺伝子指紋パターン鑑定などの分子マーカー検出方法を用いた検査報告書の証明力を審査する際、すべての関連証拠を総合的に分析する必要がある。特に援用資源を用いたサンプル範囲とその代表性、および遺伝子指紋パターンの構築が科学的法則に合致し、科学的に正確に異なる品種を区別するのに十分であるか否かを重点的に審査する。

68. 「一品多名」の場合の品種の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終269号

【判決要旨】種子法および「一品一名」の関連行政法規に基づき、同一品種は植物新品種保護の申請、品種審査、品種登録、および販売時において同じ名称を使用しなければならない。植物新品種権の名称と品種審査の名称が異なる場合、それらが同一品種ではないと推定されるべきである。品種権者が植物新品種権侵害訴訟で異なる名称を用いた品種が実際に同一品種であると主張する場合は、十分な証拠と法に従い適時に名称を変更できなかった正当な理由を提示する必要がある。

69. 繁殖能力を有する植物新品種材料を販売する際の注意義務

【事件番号】(2022)最高法知民終1262号

【判決要旨】権利侵害被疑者が繁殖能力を有する植物新品種材料を販売する際、購入者

の性質やその購入後の用途に対する合理的な注意義務を怠り、その材料が繁殖材料として使用されることにより、実質的に侵害行為を許容した場合、植物新品種権の侵害に該当する。

70. 組織者の植物新品種侵害行為に対する責任

【事件番号】(2021)最高法知民終2166号

【判決要旨】複数の人が被提訴の侵害材料を生産、繁殖する過程で組織、主導の役割を果たした被告は、すべての侵害行為に対して連帯責任を負うべきである。

71. 懲罰的賠償基数の裁量による確定

【事件番号】(2022)最高法知民終2907号

【判決要旨】懲罰的賠償は確定された賠償の基数を前提とするが、賠償基数の算定精度に対して過度に厳格な要求をするべきではない。現存する証拠に基づいて、合理的な賠償基数を裁量で確定することができる。

72. 品種育成時期の認定基準

【事件番号】(2020)最高法知民終1341号

【判決要旨】品種の育成時期を認定する際には、育種者が特異性、一致性、安定性を備えた植物品種を最初に育成した時点を基準とする。これらの特性は、育種記録や品種試験報告書などで証明することができる。

(続き)

出所：北京知識産権法院

優先権の回復、優先権主張の追加または改正に関するガイダンス

修正後の『中国専利法実施細則』には、優先権の回復、優先権主張の追加または訂正制度が新たに追加され、関連規定は、すでに2024年1月20日から施行されている。出願人が関連規定をより正確に把握できるようにするため、中国国家知識産権局は、2024年8月23日に『優先権の回復、優先権主張の追加または訂正に関するガイダンス』を発行した。

一. 優先権の回復手続き

1. タイミング

実施細則第36条の規定によれば、後願がその先願の出願日から12ヶ月の期間が満了した後に提出されるものであり、専利局が公開準備を整える前に正当な理由（主観的な故意ではない理由を含む）がある場合、発明または実用新案（意匠を除く）の特許出願人は、上記12ヶ月の優先権期間満了日から2ヶ月以内（即ち、優先権日から14ヶ月以内）に優先権の回復を請求することができる。

2. 前提条件と提出書類

優先権の回復を請求する場合、「優先権の回復願書」を提出する必要がある。「優先権の回復願書」は出願と同時に提出すべきであるが、出願の後での提出も可能である。なお、先願の元の受理機関の名称、出願日及び出願番号を含む、回復すべき優先権に関する情報が、発明／実用新案の特許願書に記載されなければならないことが前提となる。

また、必要に応じ、先願書類の副本及び優先権譲渡証明書等を提出する必要がある。

回復を請求された優先権が外国優先権である場合、先願書類の副本及び中国語の書誌事項を提出すべきである。主張された優先権が国内優先権であり、特許願書に先願の出願日及び出願番号が明確に記載されている場合、先願書類の副本が提出したとみなされる。

優先権を主張する後願の出願人が、先願書類の副本に記載の出願人と一致すべきであり、一致しない場合、必要に応じて優先権譲渡証明書及び中国語の書誌事項を提出しなければならない。

3. 料金の納付

出願人は、所定の期間内に、即ち12ヶ月の優先権期間満了日から2ヶ月以内に、優先権請求料（80元／項目）及び権利回復請求料（1000元）を納付しなければならない。

4. 審査と通知

出願人による国内出願の優先権回復の請求が規定に適合する場合、中国専利局から『権利回復の請求に対する通知書』が発行され、優先権は回復する。

優先権の回復手続きを行う際に、出願人が所定の期間内に回復請求料、優先権主張料を納付しなかったか或いは納付額が足りなかった、『優先権の回復願書』に形式上の不備が存在するなどの解決可能な瑕疵が存在する場合、専利局から『権利回復手続きの補正通知書』が発行される。出願人は、通知書に指定された期間内に補正しなければならない。

権利回復の請求が優先権日より14ヶ月を超えた後に提出された場合、または、出願人が専利局から発行された『権利回復の手続きの補正通知書』に規定された期間内に回答しなかった場合、または、出願人が専利局から発行された『権利回復の手続きの補正通知書』に規定された期間内に料金を納付しなかったか或いは全額納付しなかった場合、優先権が回復されない。

5. 救済方法

出願人が優先権回復の請求に対する通知書を受領した後、当該通知に不服する場合、当該通知の受領日から60日以内に中国国家知識産権局に行政再審申請を提出するか、または当該通知の受領日から6ヶ月以内に北京知識産権法院に訴訟を提起することができる。

6. 国内段階出願に入ったPCT出願の優先権の回復

国内段階に入ったPCT出願について、国際段階で優先権が回復された場合は、既に実施細則にしたがって回復請求がなされたの見なし、国際出願が国内段階に移行する際に、出願人が回復手続きを再度行う必要はない。

出願人が国際段階で優先権の回復を請求しなかったか、または、優先権の回復を請求したが受理官庁から承認されなかった場合、国内段階に入った日から2ヶ月以内に中国国家知識産権局に優先権の回復を請求することができる。当該手続きを行うには、上記において説明したように、所定の期間内に『優先権の回復願書』を提出して、理由を説明し、且つ、権利回復の請求料、優先権主

張料を納付することが必要である。国際官庁に先願書類の副本を提出したことがない場合、先願書類の副本及び中国語の書誌事項を同時に添付する必要がある。

二. 優先権主張の追加または訂正手続き

1. タイミング

実施細則に新しく追加された第37条の規定によれば、発明または実用新案（意匠を除外）の特許出願人が優先権を主張した場合、最も早い優先権日から16ヶ月以内、且つ専利局が公開準備を整える前に、『優先権主張の追加または訂正請求書』を提出することができる。

ここで、優先権の追加または訂正により「最も早い優先権日」が変わる場合、変わった後の「最も早い優先権日」に準ずる。優先権の追加／訂正により最も早い優先権日が変わった場合、優先権日から計算する他の期限、例えば、さらに他の優先権の追加または訂正の提出期限、優先権書類及び生物保存等の書類の提出期限、実体審査の期限、新規性消失の猶予期間等も伴って変化する。

2. 前提条件と提出書類

優先権主張の追加／訂正を請求する場合、特許法第37の規定に適合するべきであり、即ち、特許出願を提出する際に、少なくとも1つの優先権を正しく主張していなければならない。なお、必要に応じ、優先権日（複数の優先権を主張する場合には、最も早い優先権日を指す）から16ヶ月以内に先願書類の副本、優先権譲渡証明書等を提出する。

3. 料金の納付

優先権主張の追加に関わる場合、『優先権主張の追加または訂正請求書』を提出するとともに、優先権主張料(80元/項)を納付しなければならない。

4. 審査と通知

優先権主張の追加または訂正の請求が規定に合致しない場合、出願人が受領する可能性のある通知の種類には、手続き補正通知書、未提出見なし通知書が含まれる。

先願の出願日、出願番号及び元の受理機関の名称のうちの1つ又は2つが記載されていないか、または誤記されており、且つ、出願人がすでに所定の期間内に先願書類の副本を提出した場合、中国国家知識産権局は、『手続き補正通知書』を発行して、出願人に補正するよう通知する。

出願人が出願を提出する際に優先権を主張しなかった場合、または、所定の期間内に請求を提出せず、料金を納付しなかったか或いは全額納付しなかった場合、または、期間内に手続き補正通知書に回答しなかった場合、または、補正後も依然として規定に適合しない場合、未提出と見なす通知書が発行される。

また、「援用追加」に係る優先権は、回復された優先権であってはならず、追加または訂正された優先権であつてもならない。

5. 救済方法

出願人が未提出見なし通知書受領した後、当該通知に不服する場合、当該通知の受領日から60日以内に中国国家知識産権局に行政再審査出願を提出するか、または、当該通知の受領日から6ヶ月以内に北京知識産権法院に訴訟を提起することができる。

Hepp Wenger Ryffel AG創立50周年を祝して

8月29日、当社のスイスのパートナーであるHepp Wenger Ryffel AG社は設立50周年というめでたい記念日を祝って、スイスヴェールで一連の盛大なイベントを開催しました。



50周年記念イベント現場

この重要な節目に祝意を表するため、パートナーである楊文泉弁護士と王博弁護士は当社の代表として、スイスに訪れ、この盛大な祝典に参加しました。

Hepp Wenger Ryffel AG社は、スイスにおける当社の重要なパートナーであり、Hepp Wenger Ryffel AG社と当社は、長年にわたり、両社の優れたサービスを通じてお互いのクライアントに貢献してきました。この度、Hepp Wenger Ryffel AG社の創立50周年を記念して、私たちからの敬意とお祝いを込めて特別なプレ

ゼントを用意しました。



HEPPの創立50周年を記念して当社が贈ったプレゼント

Hepp Wenger Ryffel AG社は、1974年にDieter Hepp氏によって設立され、半世紀の発展を経て、今はすでにスイス最大の知的財産事務所の1つに成長しました。Hepp Wenger Ryffel AG社は、単に規模の拡大を目指すのではなく、常に専門的なアドバイスを提供することに注力してきました。Hepp Wenger Ryffel AG社の従業員は知的財産に携わる仕事を責任だけでなく、喜びと考えていることを、我々はいつも感じており学んでおります。

50年間の浮き沈みを経ても、Hepp Wenger Ryffel AG社は、知的財産権の巧みな活用を通じてクライアントのイノベーション能力と市場競争力を継続的に向上させるという初心を忠実に守り続けてきました。現在も、彼らは現状に満足せずに、卓越を追求する精神を貫き、「ビジネス主導の知的財産戦略」に取り組んでいます。

遠く離れた中国の北京、成都、寧波、そして日本の東京から、泛華偉業の従業員一同は、スイスの同業者に心からの祝福を送り、Hepp Wenger Ryffel AG社の50周年を祝うとともに、長年にわたる泛華偉業への多大な支援に心から感謝を申し上げます。

国際知的財産権保護協会 (AIPPI) の2024年総会に参加

この度、当事務所が中国浙江省杭州市で開催される国際知的財産権保護協会 (AIPPI) の2024年総会に参加する運びとなりましたのでお知らせ致します。会場にて皆様にお会いできること楽しみにしております。



The image shows a promotional card for the AIPPI 2024 Conference. At the top, it features logos for Panawell (泛華偉業), IPRwork (華遠法律事務所), and AIPPI. Below the logos is a photograph of the modern skyline of Hangzhou, China, with the Qiantang River in the foreground. The text on the card provides the following details:

- 国際知的財産権保護協会(AIPPI)の2024年総会
- 📍 杭州国際博覧センター(HIEC)
浙江省杭州市蕭山区錢江世紀城奔競大道353号
- 📅 2024年10月19日(土)~10月22日(火)
- 場所: 展示ホール4C C02ブース
- 日時: 10月20日(日)~10月22日(火)
- 時間: 8:30-17:00(最終日は14:00まで)
- 弊社参加者: 楊文泉 李渤 蘇曉麗 郭春曦 王珍珍 趙岩
- 会場にて皆様にお会いできることを楽しみにしております。
- ➔ ご面会いただける方は、予め下記のメールへご連絡いただければ幸いです。aippi@panawell.com

北京泛華偉業知識産権代理有限公司

地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号

中国人寿ビル10階1002-1005室

電話：86-10-8525 3778

FAX：86-10-8525 3671

郵便番号：100020

Email: mail@panawell.com



編集：黄娜 王嵐 趙晓輝 徐舒
訳審：王珍珍 趙亜芝 金丹
レイアウト：董順順